

憲法第 24 条改正論議からみる「家族」の行方 —国家、家族、個人における責任とバランス—

びわこ学院大学 教授
鳥野猛

The future of "family" as seen from the discussion of revision of Article 24 of the Constitution.
—Responsibility and balance in state, family, individual—

[要約]

本論文は、社会保障や政策論議のなかで頻繁に取り上げられる「家族」をめぐり、憲法第 24 条改正との絡みから、憲法制定過程での論点や課題を整理しつつ、「家族」の行方を論じるものである。とくに憲法第 24 条制定当時の牧野英一の主張を取り上げながら、従来の国家、家族、個人の枠組みが、市場やテクノロジーとも絡み合い、これからの社会保障の課題にどう挑むのか、その鍵を握る「家族」の行方について問題提起するものである。

[キーワード]

憲法第 24 条 家族 民法改正論議 老親扶養 牧野英一

はじめに

本論文は、拙論「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と家族をめぐる責任のあり方—」（びわこ学院大学研究紀要第 5 号、2013 年）をベースに、最近とくに様々な論争のなかでしばしば使われる「家族」という表現が意味・意図するところについて、整理を行うものである。

そのなかで、政権与党である自由民主党が憲法改正案で主張する「家族」の性格と、一方で、現行憲法制定における憲法第 24 条成立に到るまでの当時の論争を手がかりとして再度整理し直す作業は、今後の「家族」といった表現や枕詞で何かが語られる場合の試金石となる事を視野に論じるものである。

第 1 章 自由民主党案をもとにした憲法改正論議のなかでの「家族」¹

自由民主党政務調査会は、「新時代にふさわしい新たな憲法を求める国民的気運は、かつてない高まりをみせている。²」と考え、憲法改正プロジェクトチームを発足させ 19 回にわたる論議を行った。第 1 回目の会議が 2003 年 12 月 22 日に開かれ、日本国憲法 103 カ条の全条文に対し検討を行ったわけであるが、本論文のキーワードである「家族」については、「国民の権利及び義務について」という議題で、憲法第 24 条の見直しを審議した 2004 年 3 月 11 日の第 9 回会合が主な舞台となった。

各議員からの主な発言内容を議事録から抜粋・整理すると、以下のようになる。

・森岡正宏衆議院議員

「いまの日本国憲法を見ておきますと、あまりにも個人が優先しすぎて、公というものが
ないがしろになってきている。個人優先、家族を無視する、そして地域社会とか国家とい
うものを考えないような日本人になってきたことを非常に憂えている。…家族が基本、家
族を大切にして、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもとなんだ
ということ、しっかりと憲法でも位置づけてもらわなければならない。…いまの日本は
あまりにも権利ばかり主張しすぎる、個人ばかり強調しすぎる。」

・野田毅衆議院議員

「特に家族関係。日本の場合、少なくとも無宗教であることがいいみたいな風潮になっ
てしまった結果、人倫というか、人間関係に関しては空洞化してしまっている。というこ
とであれば、せめて家族関係、親子との間について規律を定めておくことは、養育の義務
あるいは扶養というか保護というか、その種のことが残念ながら必要になってきているの
ではないか。いま1つは、少なくとも緊急時においてみんなでこの国を守っていく、ある
いは緊急時における協力をしていくといった義務は、せめてこの国はみんなで守るとい
う、これだけは国の基本だという思いがしている。人を裁くまでが義務なのかどうか。少な
くともせめて緊急時に国を守っていくということについて義務があって当然だ。」

・西川京子衆議院議員

「…憲法とは何かと言えば、やはり愛国心の1番の発露なのではないか。…そしてその根
底にあるのは何かと言えば、家族だ。人間の支えとなるもの、根底は家族に決まっている
わけで、その家族観をぜひ憲法に書いて頂きたい。」

・桜田義孝衆議院議員

「…親が子どもをあてにならない、親が子どもを信頼できない時代になりつつある。子は
親を扶養する義務があるし、親は子どもを正常に育てる義務があるし、夫婦はお互いうま
くやっていく義務がある。文言はともかくとして、そういったものをきちんと位置づける
必要がある。子は親を扶養する義務があるという観点に立てば、親が死んだら兄弟は財産
は平等だという話は出てこないのではないか。」

また、2004年7月30日第160回国会憲法調査会の場合でも、家族を扶助する義務に関す
る規定を設けるべきとの意見や、現行憲法が権利と義務という考え方だけではなく、責任
という概念を入れるべきとの意見も出されている。

とくに「国民の権利及び義務」の部分に関しては、社会連帯・共助の観点から公共的な
責務に関する規定の創設に加え、家族を扶助する義務を設け、国家の責務としても家族を
保護する規定の創設を訴えている。それと同時に、国防及び非常事態における国民の協力
義務等への創設につながられている。さらに、見直すべき規定としては、現行の憲法第24

条の婚姻や家族における両性平等の規定は、家族や共同体の価値を重視するものに見直すべきとし、続く憲法第 25 条の社会権規定に関しても、社会保障制度を支える義務・責務の新設をも提言している。

第 2 章 憲法第 24 条の成立過程と「家族」の位置づけ

1947 年(昭和 22 年)に施行された日本国憲法第 24 条は、1 項「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と、2 項「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とから構成されている。

現在、この「夫婦」と「未成熟子とその親」からなる有限的な関係のみの規定である現行憲法第 24 条に対し、上述したように自民党憲法改正プロジェクトチームからは、個人主義が利己主義に変質されているきらいがある現行憲法に対し、家族や共同体の崩壊につながるとして、家族や共同体の価値を重視する観点から見直しが必要と提言されており、また 2005 年 4 月 4 日の自民党新憲法起草委員会小委員会要綱でも、家庭等を保護する責務として国は親を養う精神を尊重すべき、といった意見も出されている。さらに、2007 年 5 月の超党派議員による新憲法制定推進委員会の新憲法大綱案でも、「祖先を敬い、夫婦・親子・兄弟が助け合って幸福な家庭をつくり、これを子孫に継承していくという、わが国古来の美風としての家族の価値は、これを国家による保護・支援の対象とすべきことを明記する。」という家族の保護規定の新設にまで言及している。

現在の憲法第 24 条にみられる「家族像」をめぐっては、その家族の定義・家族の位置づけについて、かなりの論争が展開された経緯がある。

上記でも触れた通り、現行の憲法第 24 条は、「夫婦」と「未成熟子とその親」といった「夫婦と若い親子」を中心とした規定である。その背景には、昭和 21 年(1946 年)2 月 3 日に勧告された、戦争放棄、国民主権、封建制の廃止を徹底した、いわゆるマッカーサー三原則の縛りが存在し、軍国主義的思想を完全に封じるため、封建制の撤廃を具体化したものが家制度の解体であり、戸主制度の廃止という考えが前提にあった。つまり、日本古来の美風とされてきた孝を完全否定し、連綿と続く家族ではなく、二世限定型の有限的な家族を国による保護の対象とした。それがいまの憲法第 24 条である³。

この憲法第 24 条の設立に対し、激しく異議を唱えたのが、牧野英一である⁴。

牧野英一は、この家族という範囲について、夫婦とその子とした若い親子関係にとどまらず、親をも含めた直系血族やその兄弟にまで広げ、国はその家族生活を保護、尊重すべきとする主張を唱えた。彼の訴えは、憲法第 24 条の論議だけではなく、民法第 730 条をめぐる論争にまで引き継がれることになる。

徹底した個人の尊重のみを規定した現行憲法第 24 条の考え方は、いまとなつては、かなりの部分で当時の政治家や官僚、そして研究者らの個人的な感情やイデオロギーから論争

となった部分は否めないと思われる。そのなかで当時、家制度を完全に封建的なものに見なし一掃することを目的とし、かつ強く主張したのが、我妻栄、中川善之助、奥野健一、川島武宣らである⁵。

戦後の憲法第 24 条成立をめぐる論議、また上記にあげた論者の主張等は、文献等も多く研究としての蓄積もあることから、民法第 730 条の老親の扶養や面倒看をめぐる論議に焦点をあてた整理を行いたい。

つまり、昨今繰り返し唱えられる「家族」という名のもとで隠された真のねらいは、比較的若い親である保護者が、未成熟な子をしっかりと躰、教育し、養護するという意味よりはむしろ、愛国心や道徳心をもとに年老いた親を成人した子どもたちが、孝という視点から責任を持って扶養することにある。

第 3 章 憲法第 24 条をめぐる論議から派生した民法第 730 条を含めた老親扶養の経緯

戦後の憲法第 24 条の制定過程における論議は、家族のなかでも年老いた親の面倒看、つまり民法第 730 条⁶、同法第 877 条⁷をはじめとした扶養規定の制定をめぐる民法改正論議に飛び火する形で場を移すことになった。

以下、明治民法から現行民法までの扶養理論を整理したい⁸。

戦後の新民法制定にあたっては、大正 14 年臨時法制審議会で出された議論をもとに作成された経緯がある。審議のなかでも、扶養条項に関する「繁雑」、「非常にぎこちなくできていて実行性に欠ける⁹」という点を考慮して、「第三四 扶養義務 扶養ニ付イテハ扶養ヲ為スベキ者其他ノ大綱ヲ規定スルニ止メ扶養義務者ノ順位、扶養ノ程度、方法等ニ関スル現行法ノ繁雑ナル規定ヲ整理シ家事審判所ヲシテ適宜之ヲ裁断セシムルモノトスルコト」と簡略化し、家事審判所が個々の家族状況を考慮して具体的な審判を下すという内容に修整され落ち着いた¹⁰。

主な改正点は、「家」制度の廃止に伴って、戸主制度を基礎にした制約がなくなったこと、夫婦間扶養を基礎にしたこと、これまでの扶養規定であった権利者・義務者の順位をなくし、扶養義務者についてのみ直系血族と兄弟姉妹に限定したこと（第 877 条 1 項）、家庭裁判所によって特別の事情があると認められる場合に限って、三親等内の親族間においても扶養の義務があるとしたこと（第 877 条 2 項）、扶養の程度・方法についても当事者の協議に委ね、それができない場合には家庭裁判所が定めることができる（第 879 条）、という内容であった。

これら改正をめぐっては、「家族生活の尊重」を明記すべきと主張する牧野英一と激しく論争となった中川善之助の考えを以下に整理したい。結果として、中川善之助の理論が現在でも扶養理論上の通説になっているところではあるが、昨今の家族をめぐる論議のなかから、中川理論を修正するなり、また牧野理論を再評価する作業が、いま必要になっていると思われる。

中川善之助は、明治期からの扶養制度を「身分法」から、その結合的差異に注目して 1.

親族法、2. 親子法、3. 家族法、4. 婚姻法の四つに分けることを試みたものであった¹¹。そのうえで、扶養を範囲、程度、原因から、「夫婦相互間及び親の未成熟なる子に対するの義務は、著しく他の二者、即ち家族法上戸主の負う所の及び親族法上一定範囲の近親が負担する所の扶養義務と異なることを発見するのである」として、「婚姻法上の扶養義務と親子法上の扶養義務は、その基本的身分関係の必然的絶対的要素たるもの」であって「生活保持の義務」と規定し、他方、親族法上の扶養義務は、「扶養義務者が自己の地位相当なる生活を犠牲にしない程度に、扶養上の出損をなし得る場合にのみ負担せしめられる」として、「偶然的相対的」なものと解し、親族法と家族法とを含めて「生活扶助の義務」と規定した。

扶養における責任や義務という点においては、「生活扶助義務」より「生活保持義務」の方が重いとする考えである。言い換えるなら、物心ともに親の面倒を見るよりも、配偶者やその子を優先に看る、という考え方である。

中川善之助の生活保持義務と生活扶助義務を中心とした扶養義務二分論¹²は、現在においても通説となっているものの、現実的なその適用や運用については、従来から様々な批判も繰り返されてきた¹³。

時代ごとの特徴を整理すると、法制定期における牧野英一による「家族生活の尊重¹⁴」からはじまって、石井健吾「未成熟子の養育費請求の方法について¹⁵」、鈴木禄弥「生活保持義務と生活扶助義務との間にはいかなる差異があるか¹⁶」、そして米倉明「老親扶養と民法¹⁷」を最後に、社会保障制度や福祉施策への展開にとって代られた感が否めない。

とくに、超高齢社会に突入したいま、再度、家族をめぐる位置づけが家族という器だけではなく、その役割にいたっても、あるべき「家族」ではなく、多様化する「家族」について、再検討・再評価する柔軟な姿勢が必要となろう¹⁸。

おわりに

国や社会を構成する最小単位としての家族の再評価、もしくは復権・復古、そして共同体としての家族の意義の強調等、これまでも「家族」についての論議は、古くて新しい課題として問題点やまた改善策のキーワードとして登場してきた。しかし昨今の、憲法にまで「家族」という言葉を明記させようとする論議ほどの「家族」をめぐる動きには、些か異常なものさえ感じてしまう。

たしかに、終戦直後からの軍事占領下における新たな憲法や民法の制定にあたっては、GHQによる戦争放棄、国民主権、封建制の廃止といったマッカーサー三原則のもと、時間的猶予のないなか、結論ありきの性急過ぎる展開が、当時の空気として存在したと思われる。また、当時のそのような環境をあえて利用することで、研究者個人のイデオロギー的な要素も加わり持論を押し通すことも可能であったと思われる。そのようなことは、戦前戦中であれば、また敗戦という結果がそうでなければ、その逆の発想も十分に現実となったわけである。

戦後の極端過ぎる民主化のなか、封建制の最たるものとして位置づけられた家制度を消滅させるため、戦前・戦中からの「解放」という錦の旗のもと、夫婦とその子どもを含めた二世限定の家族保障となった現行の憲法第24条。その考えが派生し、民法上の老親に対する扶養理論も、夫婦や幼いその子どもに限ってより権利義務がはっきりとした責任の重い生活保持義務が課され、年老いた親に対しては、扶養義務者である子らに余裕がある場合に限って、という条件付きの軽い義務規定が、戦後から半世紀以上にもわたり通説となってきた。

メディア等でも高齢者の貧困がクローズアップされ、その対応を国に求める主張が多いなか、限られた財源の範囲内でしか機能が発揮されない社会保障制度においても限界を迎えている状況がある。高齢者の経済的扶養という意味での年金制度も現在の状態をそのまま継続することは不可能に近く、身体的扶養という介護の面では、介護の社会化を目指した介護保険制度も大きく修正を迫られるなか、国家だけに依存した保障体制は危機的状況におかれていることは、周知の事実でもある。

しかし、だからといって昨今の憲法改正論議に現われてくるような伝統的な家族復権・復古論にいたっては、個人から家族へ、孝をもって国を守り、ひいては徴兵制も、という性格が色濃く現われた政治家等の発言内容からの発想に、一足飛びに「家族復権・復古論」に舵を切った家族による助け合いに希望を託すことも現実的ではない。強いて言うなら、その方向が奏功するのは、経済的に十分恵まれた環境にある祖父母、その子ら、そして恩恵を受ける孫といった関係のみの「家族」でしかない。

『家族生活の尊重』にみられる牧野英一による当時の主張も、再評価できるところではあるが、昨今の家族復古論と重ね合わせて考えるわけにはいかず、また重ね合わせたとしても、当時の崇高な想いが漂う牧野英一の考えと、いまの家族復権・復古論とは方向性や強調するベクトルが著しくかけ離れているように思われる。

いまのこの時代、わざわざ家族による助け合い、を明文化せずとも、東日本大震災をはじめとした大規模な災害時において、家族員である個々が、家族をどう想い絆を強めたのかは、言うまでもないことであろう。

いま、必要なのは、すべての問題を家族によって解決させるという方向ではなく、またすべてを国家が何とかしてくれる、という依存型でもなく、役割や責任をどう個々である家族員が果たし、明日につなげるかであろう。具体的には、消費税を最たるものとして公平な課税により財源の確保を図るか、または保険制度の利用により、拋出型による自己責任をベースとした連帯や共助での展開を図るか、の選択しか残されていない。

先の、自由民主党による憲法改正プロジェクトチームによる審議のなかで、杉浦正健座長が、「－フィリピンの憲法の家族の部分は、参考になると思います。フィリピンの子どもは親孝行。例外ない。フィリピンの外貨収入で1番は出稼ぎ。子どもたちが外国へ行って働いて送金したのが、1番大きい外貨収入。フィリピンでは、子どもを5人以上つくる。保険制度ありませんから、子どもを5人つくと子どもが親を養ってくれる。自分たちは

働いて子どもを育てた。だから子どもをしっかり育てて親孝行をしてもらうといういい循環である社会です。いまの日本の子どもに親孝行という気持ちはないわけではないだろうけれども、自然に親に孝養を尽くす、親が年とったら扶助するという気持ちになるかどうかは問題。」という発言が議事録に残されている。わが国の場合、フィリピンと異なるのが、社会保障制度のなかでも、かなりの水準・精度において民間保険も含めた社会保険制度が整っているということである。

つまり日本の場合、先のフィリピンの例とは異なり、家族員である個人が、子どもや老親の面倒を直接的に個人が負わなくてもいいよう保険制度が進み、社会的扶養という意味では子育ては保育所が、親の介護は老人ホームが、良し悪しは別として、結果として家族が果たすべき役割を肩代わりしてきたわけである。

さきの牧野英一も、国家による責任を軽減させるために、家族による協力扶助を強化するものではない、と主張している¹⁹。

しかし、家族をめぐる昨今の流れを、当時の牧野英一が予測できたわけでもなく、また仮に予測できたとしても、想定を超えた時代や価値の移り変わりによって、正確な将来像を描くことまでは不可能であっただろう。つまり、戦後、家制度の解体・消滅を目的とし、夫婦とその子といった二世限定型の保護対策をベースに、家族よりも個人を優先させた行く末が、昨今の家族をめぐる論議となって現われてきているのである。

「国民が孝を欲せざるところに、国が果たして老人に対する社会保障を完うすることを得るであろうか。²⁰」と、牧野英一が著書の冒頭でふれているが、それから60年以上が経ったいま、老人に傾斜し過ぎた社会保障予算を正常に戻すため、「全世代型社会保障」という名のもと、高齢者への費用を大幅に削減し、若者や子どもへの予算を増大する方向が示された。

国家、家族、個人という枠組みに、市場とおそらくテクノロジーが絡まり合い、権利や義務、そして責任の果たし方の比重やバランスが、これからの社会保障の行方を占う上で重要になり、そこでの課題を解く鍵が「家族」ということになろう。

【参考文献】

- ・中川善之助「親族的扶養義務の本質（一）—改正案の—批評—」法学時報 38 卷 6 号、1928 年。
- ・中川善之助「親族的扶養義務の本質（二・完）—改正案の—批評—」法学時報 38 卷 7 号、1928 年。
- ・中川善之助『身分法の基礎理論—身分法及び身分関係—』河出書房、1939 年。
- ・牧野英一『家族生活の尊重』有斐閣、1954 年。
- ・川島武宣『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店、1957 年。
- ・中川善之助『扶養 家族問題と家族法 V』酒井書店、1958 年。
- ・沼正也「親族の扶養」『扶養家族問題と家族法 V』酒井書店、1958 年。
- ・西原道雄「扶養の史的諸形態とその背景」『扶養家族問題と家族法 V』酒井書店、1958 年。
- ・磯野誠一「審判による扶養義務」『家族法大系 V 親後見・扶養』有斐閣、1960 年。
- ・沼正也「公的扶助と私的扶養の限界」『家族法大系 V 親格・後見・扶養』有斐閣、1960 年。
- ・深谷松男「現代家族と私的扶養の法理（一）」金沢法学 16 卷 1.2 号併合、1969 年。
- ・中川善之助『家族法研究の諸問題』勁草書房、1969 年。
- ・明山和夫『扶養法と社会福祉』有斐閣、1973 年。
- ・佐藤隆夫「民法 730 条の法的意義」国学院法学 10 卷 3 号、1973 年。
- ・深谷松男他「家族と扶養」『講座家族 7 家族問題と社会保障』弘文堂、1974 年。
- ・佐藤隆夫「親族扶養と公的扶助」『民法学 7』有斐閣双書、1976 年。
- ・加藤永一「老親扶養の裁判例と法的問題」『高齢化社会と老人問題』ジュリスト総合特集 12 号、1978 年。
- ・米倉明「老親扶養と民法」『高齢化社会』東京大学公開講座、1979 年。
- ・太田武男「老親扶養をめぐる諸問題」『現代の親子問題』有斐閣、1982 年。
- ・佐藤隆夫「民法 730 条の法的意義について—浦本寛雄教授説に答える—」『国学院法学』18 卷 1 号、1982 年。
- ・深谷松男『新版現代家族法』青林書院、1988 年。
- ・佐藤隆夫「親族扶養の生活扶助義務の性格」『国学院法学』29 卷 2 号、1991 年。
- ・太田武男「最近の審判例に現れた老親扶養の尙題」『福祉と家族の接点』法律文化社、1992 年。
- ・新井誠・佐藤隆夫『高齢社会の親子法』勁草書房、1995 年。
- ・田村五郎『親子の裁判 この 30 年』中央大学出版部、1996 年。
- ・平田厚『家族と扶養』筒井書房、2005 年。
- ・烏野猛「社会福祉における公私責任—老親扶養をめぐる家族責任を素材として—」滋賀文化短期大学研究紀要第 10 号、2005 年。
- ・山田昌弘『迷走する家族—戦後家族モデルの形成と解体—』有斐閣、2005 年。
- ・中山直子『判例先例親族法—扶養—』日本加除出版株式会社、2012 年。
- ・烏野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と、家族をめぐる責任のあり方—」びわこ学院大学研究紀要第 5 号、2013 年。
- ・烏野猛「認知症高齢者をめぐる不法行為と家族責任—高齢者施設に入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあり方について—」びわこ学院大学研究紀要第 7 号、2015 年。
- ・本田由紀編『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社、2017 年。

-
- ¹ 若尾典子「自民党改憲草案二十四条のねらいを問う」本田由紀編『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背景にあるもの』青弓社、2017年。
- ² 自由民主党政務調査会「憲法改正プロジェクトチーム『論点整理』」2004年6月15日。
- ³ 森林稔「軍事占領下における親族法、相続法の全文改正—かくて『家族』の語がすべて削除された—」志学館法学第七号、2005年。
- ⁴ 牧野英一『家族生活の尊重』有斐閣、1954年。
- ⁵ 参考文献を参照。
- ⁶ 直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない。
- ⁷ 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取消することができる。
- ⁸ 詳細については、鳥野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と家族をめぐる責任のあり方—」（びわこ学院大学研究紀要第5号、2013年）を参照。
- ⁹ 我妻栄『戦後の民法改正の経過』日本評論社、1956年、44頁。
- ¹⁰ これに関しては、石村善助「明治民法以後の扶養法」『扶養 家族問題と家族法V』（酒井書店、1968年、144頁）に大正14年臨時法制審議会で決議された「民法親族編中改正要綱」の「家事審判所ヲシテ適宜之ヲ裁判セシムルコト」については「現行の家事審判制度とは異なりむしろ通常裁判所への出訴を絶対的に阻止しようという、いわゆる日本型審判・調停思想を前提とする考えが存したということを目すべきである」という主張がある。これらはやはり家事審判所を複雑な規定から解放するというよりは、扶養を道徳観念として理解させようとする意図があったことが伺える。
- ¹¹ 中川善之助「親族的扶養義務の本質（一）」『法学新法』38巻6号、1928年。
・中川善之助「親族的扶養義務の本質（二・完）」『法学新法』38巻7号、1928年。
・中川善之助『家族法研究の諸問題』勁草書房、1969年。
- ¹² 中川善之助「親族的扶養義務の本質（一）」前掲(注11)。
- ¹³ 詳細については、鳥野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と家族をめぐる責任のあり方—」、前掲(注8)のなかで、各論者による批判的検討を紹介している。
- ¹⁴ 牧野英一『家族生活の尊重』前掲(注4)。
- ¹⁵ 石井健吾「未成熟子の養育費請求の方法について」『ジュリスト』302号、1964年、59頁。
- ¹⁶ 鈴木祿弥『民法の基礎知識（1）質問と解答』有斐閣双書、1964年、191頁。
- ¹⁷ 米倉明「老親扶養と民法」『高齢化社会』東京大学公開講座、1979年、186頁。
- ¹⁸ 扶養のなかでも新たなキーワードとして浮上してきた「介護」という現象に対しての扶養理論の限界等についても、鳥野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と家族をめぐる責任のあり方—」前掲(注8)の第3節「高齢者（老親）扶養をめぐる介護の位置づけと民法上の問題」を参照。
- ¹⁹ 牧野英一『家族生活の尊重』前掲(注4)、140頁。
- ²⁰ 牧野英一『家族生活の尊重』前掲(注4)、2頁。